

進化し続けるまちづくり

遠野市第三セクター等地域経営改革指針 2009 -

【目 次】

1	指針策定の目的 - 経営改革の基本方針	2
2	経営改革の対象団体	5
3	経営改革の手法	6
4	経営評価指針	7
5	第三セクターに係る経営計画の策定	10
6	第三セクターに関する市の関与(支援)の基本的考え方	10
7	資料(平成 21 年度 作業予定表)	

平成 21 年 12 月 3 日
遠 野 市

1 指針策定の目的 - 地域経営改革の基本方針 -

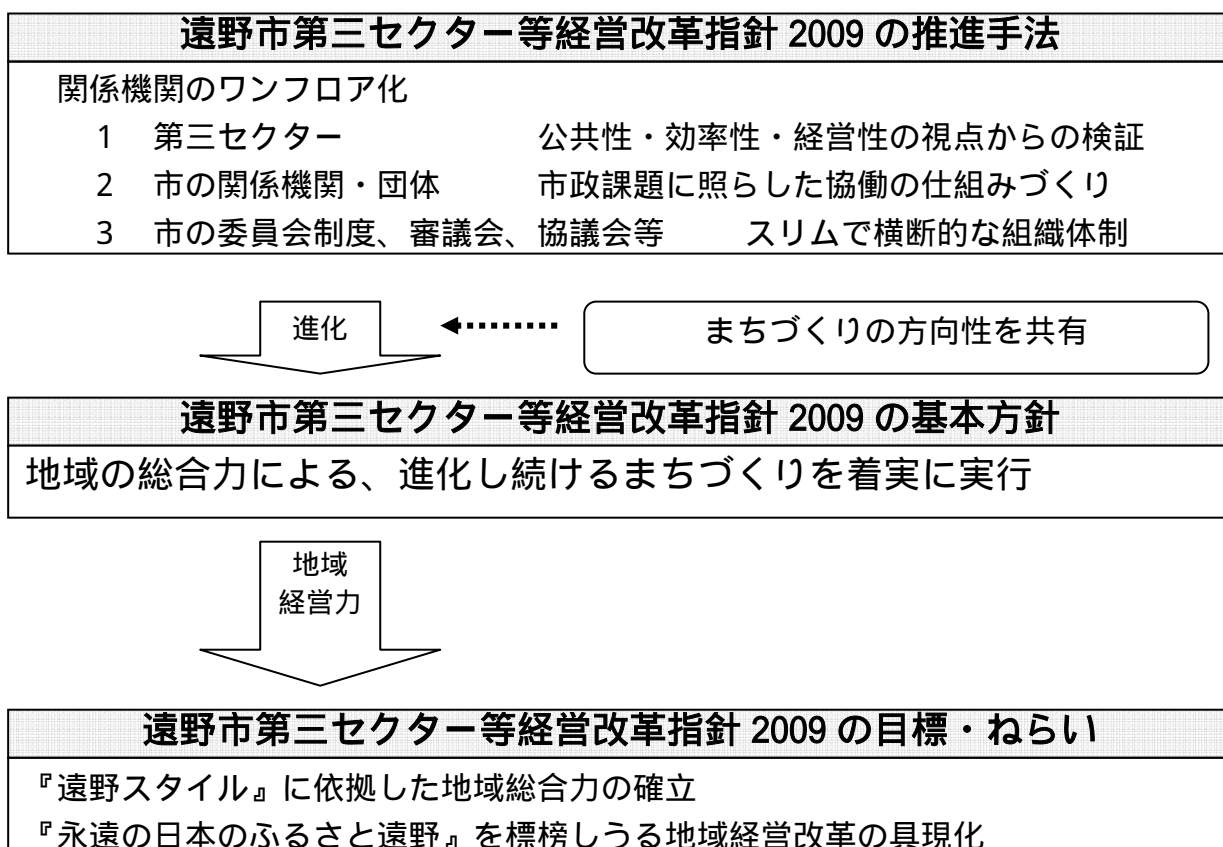
本指針は、市の基本理念である『遠野スタイル』に基づき、第三セクターをはじめとする主要な関係機関・団体との役割や連携を確かなものとしながら地域総合力を高めることが、主な目標の一つとなります。

また、地域総合力に基づき、当市の地域資源である、人材、歴史、文化、風土、産業等に依拠した、地域経営を実効的に進めうる仕組みづくりを行い、市の将来像である『永遠の日本のふるさと遠野』を具現化しようとするのが、二つ目の目標となります。

このことから、第三セクターの今日的な役割の検証を行なうとともに、主要な団体との連携についても協議・検討を加え、将来に渡り持続可能なまちづくりに資するものとしします。

また、市町村合併も一応の収束を迎えている今日、地方分権改革などで基礎自治体としての役割のあり方など、様々な角度で地方自治のあり方も変容を見せようとしています。こうした状況を見据えながら、市の委員会、審議会、協議会等についても、随時、見直しを進め、スリムで横断的な組織体制の構築に努めることとします。

市内では、市や関係機関・団体が様々な活動を展開しており、正にその役割は多様なものとなっています。この多様性の中から、地域の総合力を発揮できる仕組みづくりを行ない、『進化し続けるまちづくり』を標榜することが、本地域経営改革指針の基本方針となります。



(1) 第三セクターの見直し

自治体が公的資金の一部を投入し、民間企業のノウハウを生かして、効率性・柔軟性・採算性などのメリットを活かすことができる第三セクターは、経営が順調であれば、リスクは少なく、公共的事業を行なう場合の有効な手段の一つとなっています。

しかしながら、順調な経営が将来にわたり実現出来るのであれば、あえて自治体が第三セクターの方法をとる必要はありません。

つまり、第三セクターは、自治体が直営で経営をするにはマンパワーや十分な財政資金を投入できない、また民間資本単独では、初期投資に係るリスク管理や将来にわたる採算性がなかなか確保しにくい事業について、双方のメリットを活かし合いながら公共的事業を少ないリスクで実施することが本来の目的と考えることができます。

今般の見直しにあたっては、目的の達成した団体、今日的な市民ニーズに適合しない団体などについては、廃止等も視野に行いながら冷静な判断を行なうことはもちろん必要ですが、特に第三セクターの設置目的や効果の検証、新たなまちづくり施策との整合や事業の公共性に照らし、必要な見直しや、経営改革を進めながら、持続可能な仕組みづくりを行い、市制課題に合致した、市と第三セクターの協働による地域総合力を高めることを目的に実施するものです。

(2) 市の関係機関・団体等の見直し

市が寄附・出えん又は補助金を交付している主要な団体等にあたっては、第三セクター見直しと同様に、機関・団体の機能役割の検証を行なうとともに、市制課題に照らした地域総合力を高めることを目的に、団体との協議・検討を進めるものとします。

また、その際には、団体の主体性、自主性を損なうことなく、当市の市政運営と目的が合致する、あるいは当該団体の理解や協力が得られる範囲で協働体系を構築します。

なお、見直しの際は、各団体の役割、市の役割を明確にした上で、効果的な事業執行の仕組みづくりを行うことも含め、総合的に検証することを目的とするものです。

(3) 市の委員会制度、審議会、協議会等の見直し

地方自治の見直しや地方分権改革の進捗に照らし、行政組織に位置づけられる各委員会制度の機能・役割を検証し、スリムでかつ組織横断的に総合力が発揮できる市役所組織としての見直しを進めます。

特に、『遠野市民センター学びのプラットホーム特区』により、小中学校、児童館、保育所、地区センター等の施設管理の一元化を図り、幼児から児童生徒、青少年、中高年、高齢者がその世代のニーズに沿った学習活動や交流活動を行なう場などとして、ソフト・ハード面での有効活用により、教育環境の充実に取り組みます。

また、『遠野市集中改革プラン』に基づき、審議会や協議会等についても見直しを行ない、効率的で透明な意思決定を図りうる執行体制の整備を行ないます。

当市は、基本理念である遠野マイルに基づき、平成 19 年に遠野市市民協働指針(みんなで築くふるさと遠野指針)を策定するとともに、様々な政策決定段階において、市民の参画を得ながら市政運営に努めるとともに、市長と語ろう会の継続、地域づくり推進事業の拡充、遠野遺産認定条例の制定など幅広く市民が地域づくりに参画できる土壌を整備してきました。

こうした取り組みは、限られた財源を有効活用するとともに、広く市民の英知を結集し、行政と地域住民の総合力により、当市の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」を実現するための有効な手段であり、地域の総合力を生かしたまちづくりに資するものとなります。

本指針は、この考え方に依拠するものであり、市民と行政の協働体系に、各関係機関・団体も加え、地域の総合力を具体化するとともに、地域経営の視点により今後のまちづくりを進めるものとなります。

2 経営改革の対象団体

(1) 第三セクター等

市からの出資等の比率が概ね 25%以上となる以下の法人を改革の対象とします。

	第三セクターの名称	市出資比率	主な事業概要
1	遠野市土地開発公社	100.0%	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等
2	(有)武蔵野交流センター	10.0%	アンテナショップの運営
3	(財)遠野市水道業務管理公社	100.0%	水道事業に関する業務の受託管理等
4	(社)遠野市畜産振興公社	68.4%	牧場及び草地の管理運営、家畜の受託放牧と管理等
5	(社)遠野ふるさと公社	85.2%	遠野ふるさと村、たかむろ水光園、伝承園等観光施設管理、物産開発、販売促進等
6	(株)遠野	50.0%	市民センター施設の管理、各種イベントの企画・製作・運営等
7	(株)遠野テレビ	53.8%	有線テレビジョン放送事業の受託、有線放送電話事業の受託等
8	遠野アドホック(株)	28.6%	とおの昔話村の管理、地域開発等の企画調査設計、観光施設・売店・文化施設等の経営
9	(社)宮守わさびバイオテクノロジー公社	66.0%	わさびバイオ苗生産、販売
10	(株)リンデンバウム遠野	21.3%	木造建築、造園及び緑化事業の請負（設計、施工、管理）

(2) 市関係機関・団体

市が寄附・出せん又は補助金等を交付している主要な団体として、下記の団体について検討を行ないます。

また、これ以外にも市政課題に即した連携が期待できる団体等については、必要に応じ検討対象とし互いの協議を踏まえ、協働体系を構築していきます。

	関係機関・団体等の名称	主な事業概要
1	(財)遠野市教育文化振興財団	教育文化の振興
2	(財)遠野市国際交流協会	特色ある国際交流等、国際感覚あふれるまちづくりの推進
3	遠野市観光協会	観光事業の振興、地方産業、文化、経済の発展向上

その他、連携が期待できる団体

4 経営評価指針

(1) 第三セクター

第三セクターは、複雑・高度化する市民ニーズに対し、迅速かつ効率的なサービスを提供することにより、行政機能の補完等の役割を果たしてきました。しかしながら、社会経済情勢の変化とともに市民ニーズの多様化やNPO、ボランティア団体などによる公的サービスの担い手の拡大など、第三セクターを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした現状を踏まえ、経営評価にあたっては、第三セクター本来の設立趣旨及び運営の基本に立ち返り、次の三つの視点による検証を行います。

ア 三つの視点

公共性・公益性の視点

第三セクターの実施する事業について、「行政機能の補完等」という点から、実施する事業の必要性（市民ニーズ）や行政関与の必要性について、また、行政関与の必要性が認められた場合における実施主体としての妥当性について再検証します。

また、団体の設立目的が既に達成されていたり、あるいは主たる事業が民間事業者等の提供で十分確保できる場合などには、統廃合や市の関与の見直し等について検討します。

効率的・効果的な事業の視点

第三セクターの実施する事業について、効率性や市民ニーズへの迅速・柔軟な対応という点から、事業コストの縮減への取組状況や事業内容等が市民ニーズに合致し、かつ、市民サービスの向上につながっているのかどうかについて検証します。

独立した経営体としての視点

第三セクターは、独立した事業主体であり、その経営は当該第三セクターの自助努力によって一定の安定的な経営が行なわれることが基本となります。

一方、市は、第三セクターの経営に対する関与を必要最小限のものに止めつつ、第三セクターの自主・自立化を促進していく必要があります。

こうした考え方から、第三セクターの経営面における主体性・独自性の発揮という視点から、組織体制・財務状況等について検証します。

イ 視点に基づく評価項目等

基本的視点	評価項目	評価の基準(目安)
公共性・公益性の視点	設立目的の検証	法人の設立目的は、現在の社会経済状況に合致しているか、希薄化していないか。
	実施主体の妥当性	事業内容、事業規模の観点から民間団体などが実施主体となることができるか
	公共性・公益性の視点	事業の必要性 設立目的に合致した事業を実施しているか、又は今日的に公共的必要性があるか。
	市施策への貢献度	平成21年度において市の施策推進に貢献しているか、又は経営改革等により今後貢献しうる将来ビジョンがあるか。
効率性・効果的な事業の視点	事業実施手法等の見直し	効率性や収益性確保の視点、市民ニーズ等を踏まえ、事業効率的・効の見直しを行っているか。
	市民サービスの向上	事業成果は向上しているか。
独立した経営体としての視点	経営方針等の明確化	法人の設立目的達成のための活動戦略である経営方針や、当該方針で掲げた目標を達成するための手段・方法等を取りまとめた経営計画等を策定しているか。
	経営責任の明確化	経営者の職務権限や責任は明確になっているか。また、役員員の選任について民間登用に努めているか。
	組織体制の効率化	効率的な組織体制となっているか。
	職員の能力開発等	研修等により職員の能力開発や人材育成を行っているか。
	人事・給与制度の明確化	人事・給与制度は明確になっているか。
	管理費の見直し	管理費及び管理費中の人件費について見直ししているか。
	再委託の見直し	外部への再委託を行っている場合、適正な水準・内容になっているか。また、内容について随時見直ししているか。
	財務の健全性	公益事業を継続的に行える財務状況となっているか。
	経営に対する市の関与	経営に対する市の関与が必要最小限となっているか。

(2) 市の関係機関・団体等

関係機関・団体等については、団体の主体性、独立性を保障することは当然配慮されるべき事項です。

しかしながら、市民の公共の福祉に照らし、行政と関係機関や団体等において目的や考え方の一致する事項については、双方の役割を明確にし、一体的・効率的・効果的な事業展開を進める必要があります。

各機関・団体等と協議を進めながら、改めて遠野市の地域総合力を高めることを目的に、協議・検討を行なうこととします。

ア 市が補助金等を交付している団体に対する協議の視点

基本的視点	協議・検討に係る視点(目安)
目的性	設立目的が達成され市民ニーズが希薄化していないか。
実効性	団体の設立の意義と実施している事業内容に乖離が見られないか。又は事業内容が十分団体の活動目標を達成しているか。
代替性	他の団体等と事業内容が重複していないか。
補完性	公共サービスと事業内容が一致している部分があるか。
連携の可能性	行政課題と組織の目的が一致しており、協働することにより一層の効果が期待できるか。
競合性	団体の活動が、他の営利法人の事業と競合していないか。

イ その他、任意団体等に対する協議の視点

基本的視点	協議・検討に係る視点(目安)
補完性	公共サービスと事業内容が一致している部分があるか。
連携の可能性	行政課題と組織の目的が一致しており、協働することにより一層の効果が期待できるか。

5 第三セクターに係る経営計画の策定

財政支援等の市の関与のあり方を明確にし、将来にわたり持続可能な経営を図ることを目的に、第三セクターの見直し結果を踏まえ、各法人と関係部局において経営計画(3ヵ年)を策定することとします。

なお、廃止と判断された法人については、長期計画の策定の必要はありません。これら経営計画には、下記の項目を盛り込むこととします。

経営方針 ... 団体の設立目的を実現するための活動戦略となる経営方針
経営課題 ... 経営評価などにより把握した問題点や経営上の課題
改善手法 ... 課題の改善策

6 第三セクターに関する市の関与(支援)の基本的考え方

第三セクターの経営改善にあたっては、第三セクターが独立した事業主体であること、また、その経営は当該法人の自助努力によって行なわれるべきものであることから、原則として公的支援は、下記の事由に限られるものとなります。

その性質上、当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 当該法人の事業の性質上能率的な経営を行なってもなお経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
--

(1) 財政的関与

市の財政的関与については、第三セクターの自主・自立的な経営努力を促す観点から次のとおりとします。

赤字補てんのための出資・補助金の公的支援 ... 原則廃止
補助金 ... 公益性と必要性の観点から判断
委託料 ... 当該事業の成果と委託料の算定の妥当性から判断
損失補償等 ... 将来の支出負担リスクの回避の観点から判断
職員人件費等に管理部門の経費 ... 効率的観点により随時見直し

(2) 人的関与

第三セクターに対する市の職員の派遣は、派遣目的、職務、人数、期間等に関する基本的事項を及び 必要性を明確にしたうえで、必要最小限にとどめるものとする。